

# 魚沼市LED照明導入指針

平成24年11月22日

## 1 目的

この指針は、「魚沼市環境配慮実践プラン（魚沼市地球温暖化防止実行計画（事務事業版）」（平成22年3月）及び「魚沼市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（平成24年3月）に基づいて、公共の用に供する施設におけるLED照明普及のための施策に関する基本事項を定め、LED照明の普及を図ることにより温室効果ガスの排出量を低減し、地球温暖化対策に貢献することを目的とする。

## 2 用語の定義

この方針で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「LED照明」とは、発光ダイオード（LED（Light Emitting Diodeの略））を使用した照明器具をいう。
- (2) 「公共の用に供する施設」には、自治会や団体等が管理している防犯灯や商店街街路灯、アーケード照明、道路照明、屋外広告物照明等を含む。

## 3 推進方針

### (1) 公共施設における率先導入

市は、公共施設における照明設備に、率先してLED照明を導入するものとする。

#### ① 新築、建て替えを予定する施設

原則として、全ての照明をLED照明とする。

#### ② 改修、修繕、更新を予定する施設

安定器及び器具の交換が必要な場合は、原則としてLED照明に更新する。

#### ③ その他の施設

LED照明の導入について、特定財源を活用できる施設や、効果が極めて大きいと認められる施設については、LED照明を導入する。

#### ④ 導入にあたっての留意事項

ア 施設の維持管理計画や費用対効果、温室効果ガスの排出抑制効果等を十分検討したうえで、可能な限り照明のLED化を図ることとする。

イ ①、②の施設について、施設内全ての照明にLED照明の導入が困難と判断される場合は、次のいずれかに該当する設備を優先してLED照明を設置することとする。

- ・点灯時間が長いなど、消費電力量のより大きな照明設備
- ・高所にあるなど、交換が困難な照明設備

ウ LED照明設備について、電磁波対策がなされていること、補償期間・内容、維持管理手法等を十分確認すること。

エ 製品の今後の規格化の動向による技術的適合性や安定供給の可否等を見きわめたうえで、導入を判断するものとする。

(2) その他施設における普及

公共施設以外の公共の用に供する照明設備については、管理者はLED照明の導入、更新に努めるものとする。

市は、LED照明の普及を促進するために、支援の実施と支援制度の拡充を図るものとする。

(3) 啓発活動

市はLED照明の普及を推進するために啓発を行うものとする。

4 その他

本方針は、社会経済情勢の変化、照明技術の革新等にあわせて柔軟に見直しを図るものとする。

5 運用開始日

この指針は、平成25年4月1日から運用する。